

三鷹市光害防止指導指針

(目的)

第1条 この指針は、三鷹市内における夜間の照明に関し、市民の安全性や社会的活動に必要な照明を確保しつつ、指導を行うために必要な事項を定め、もって光害を防止し、良好なまちの景観や照明環境を保全するとともに、省エネルギーを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 光害 良好な照明環境の形成が、漏れ光(照明器具から照射される光で、その目的とする照明対象範囲外に照射される光をいう。)によって阻害されている状況又はそれによる悪影響をいう。
- (2) 屋外照明 屋外に設置される照明器具(広告物、交通標識、案内灯及び建物等のライトアップ若しくは演出を含む。以下同じ。)による照明をいう。

(対象地域)

第3条 この指針の対象地域は、三鷹市全域とする。

(市長の責務)

第4条 市長は、光害を防止するため、必要な措置を講ずるとともに、光害に関する情報を収集し、光害の防止のための普及啓発及び技術指導を行わなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、光害の防止に努めるとともに、三鷹市及び国立天文台が実施する光害の防止に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、光害を防止するため、必要な措置を講ずるとともに、三鷹市及び国立天文台が実施する光害の防止に関する施策に協力しなければならない。

(照明器具等の基準)

第7条 屋外照明には、原則として、水平方向より上方に光が漏れないように設計された別表に定める照明器具を使用しなければならない。

- 2 屋外照明には、特定の波長の光を出す低圧ナトリウム灯などの天体観測や生態系への影響が少ない光源を使用し、多波長の光を出す白熱灯や水銀灯などの光源を使用しないよう配慮しなければならない。
- 3 照明器具には、その用途に応じ、必要最小限の光を使用するよう十分に配慮しなければならない。
- 4 夜間、人の出入りの少ない場所における屋外照明は、赤外線自動検知灯等を利用して、できる限り消灯しなければならない。
- 5 事業所等で屋内において照明を使用する場合は、カーテンやブラインド等により、できる限り屋外に光を漏らさないよう配慮しなければならない。

(照明時間の制限)

第8条 屋外照明は、午後11時から翌日の日の出までの間、市民の安全性の確保や社会生活に支障のない程度で、できる限り消灯や減灯をしなければならない。

(委任)

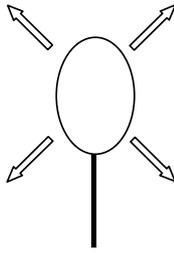
第9条 この指針に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

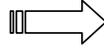
この指針は、平成14年4月1日から施行する。

水平方向より上方に光が漏れないように設計された照明器具

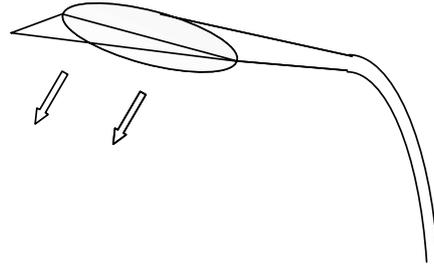
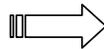
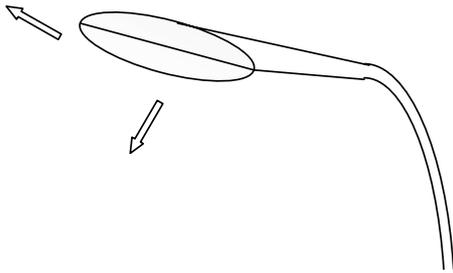
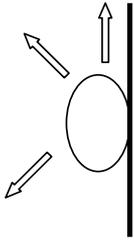
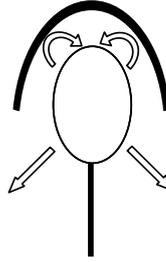
悪い例



街路灯等には、かさやひさしをつける。



良い例



広告物等の照明は、下向きに照射する。

